
○意見聴取官の指名に関する訓令 (平成4年2月28日) (本部訓令第5号)

改正 平成5年3月19日 本部訓令第5号 平成6年10月17日 本部訓令第20号
平成12年11月7日 本部訓令第15号 平成16年3月19日 本部訓令第11号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、意見聴取官に指名する職員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 刑事部組織犯罪対策課長
- (2) 刑事部組織犯罪対策課意見聴取官

附 則

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。